

平成31年度 保育園の入園案内



受付期間 / 4月入園 11月15日(木)～11月30日(金)

年度途中に入園(育児休業復職等)予定の方も、今回の申込みをお願いします。

時間 / 月～金曜日 午前8時30分～午後5時まで (土日祝日を除く)

提出先 / 保健センター (Tel 85-6557) ・町内保育園

※新規申込者は、保健センターへご提出ください。

申し込み方法

- ◎ 申込書は児童1人につき1部必要です。複数園への申込はできませんのでご注意ください。
- ◎ 保育園の入所決定については、選考により保育の必要性が高い順に入園を決定するため、入園をお待ちいただく場合もあります。(※ 先着順ではありません)
- ※注意 1 「集団生活に慣れさせるため」「下の子の保育に手がかかるから」「友だちがいないから」「来年、小学校に入るから」「遊ぶ場所がないから」などの理由だけでは入園できません。
- ※注意 2 育児休業中などで一時的に就労状況にない場合も原則として3歳未満児の場合は入所できませんので、既に入所している場合も特に保育が必要なければ退所していただくことになります。
- ◎ 玉東町外の保育園を希望される場合も保健センターに申込書を提出してください。
- ◎ 入園は毎月1日付けです。(月途中の入園はできません)
- ◎ 保育園の入園基準に該当し、その児童に心身の障がいがあると思われる場合は、受け入れ体制を考慮する必要がありますので申し込みのときに必ずお申し出ください。
- ◎ 下記のような場合は入園できないこともありますのであらかじめご承知ください。
 - ・定員に余裕がない場合(第2希望の保育園になる場合もあります)
 - ※認可保育園には、施設面積や職員の定数などで安全で健康的な保育を行うための基準に基づいた定員があります。
 - ・申告内容に虚偽があった場合
- ◎ 保育園の入園先が決定しましたら、後日郵送にて「入所承諾通知書」を送付いたします。

4月入園の場合(お知らせ)

必ず11月30日(木)までに、入所申込書の提出をしてください。

期限を過ぎると、4月1日からの入園に間に合わなくなる場合があります。

★年度途中に入園(育児休業復職等)予定がある方も今回、申込みをお願いします。

新規の申込者については、「保育所入所申込書」提出後に家庭状況の聞き取りをさせていただきます。(1月中旬ごろの予定)

その際に、必要な添付書類等を提出していただきます。

面接の日程や必要書類につきましては、個別に通知を差し上げます。

※町外保育園希望の方は申込書提出の際、家庭状況をお聞きします。(添付書類については後日提出ください)

保育園ってこんなところ

保護者の就労等の理由により、保護者及び家族が家庭でお子さんを保育できないとき、保護者に代わって保育する児童福祉法に定める施設です。幼児教育を行う幼稚園とは異なり、入所には基準があり、誰でも無条件に入所できるものではありません。

《町内の保育園》

名称	園長	定員	住所	電話番号	延長保育	一時保育
社会福祉法人 木葉昭和児童園（私立）	認可保育園 徳成起枝子	90名	木葉 681 番地 1	85-3384	有（午後 7 時まで） 土曜日（午後 5 時まで）	有
社会福祉法人 山北保育園（私立）	認可保育園 平木 覚	110名	上白木 191 番 地	85-2229	有（午後 7 時まで） 土曜日（午後 5 時まで）	有

○木葉昭和児童園・・・年齢に応じ調和のとれた心身の発達を促し「豊かな人間性をもった子どもに育てる」長期的視野をもって、知育・徳育・体育・食育の4本の柱を基本に保育が行われています。

○山北保育園・・・「どの子も育つ、育て方ひとつ」保育のひとつひとつを大切に、愛情を込めてくり返し「急がず・休まず・諦めず」10年20年経って良かったなと思える保育が行われています。

職員：園長・主任保育士・保育士・栄養士 他

保育年齢：0歳～就学前までの子どもさんをお預かりします。

保育時間：通勤時間を含む就労時間など、保護者が保育することができない時間が保育時間です。

開所時間・・・午前7時～午後6時（園によって開所時間は異なります）

（保育時間は1日8時間もしくは11時間で就労状況等によりいずれか認定をします。認定を受けた時間にに応じ送迎を行ってください。）

給食：昼食は給食です。ただし、3歳以上（年少以上）の園児の主食（白ご飯）は家庭から持参になります。アレルギーがある場合は事前にお知らせして下さい。

年間行事：遠足・運動会・発表会・誕生会等

日課：日々の保育活動・午睡

休園日：日曜日・祝日・年末年始

施設の状況：保育室・遊戯室・給食室・トイレ等

設備：滑り台・鉄棒・砂場等

保育所へ入所できる基準

児童の家庭が次のいずれかに該当する場合は。

①保育を必要とする事由… 次のいずれかに該当することが必要です（保護者すべて）

■就労（フルタイムのほか、パートタイム※、夜勤、居宅内労働など基本的にすべての就労を含みます）

■妊娠・出産（出産した月の前2か月と出産した月の後の3か月で最長6か月）

■保護者の疾病・障がい ■同居または長期入院等している親族の介護・看護 ■災害復旧

■求職活動 ■就学 ■虐待やDVのおそれがあること ■育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること ■その他、上記に類する状態として町が認める場合

②保育の必要量…「保育を必要とする事由」を「就労」等とする場合は、次のいずれかに区分され、保育を受ける時間が決まります

○「保育標準時間」利用…フルタイム就労等を想定した利用時間（最長11時間）

○「保育短時間」利用……パートタイム就労等（短い就労時間等）を想定した利用時間（最長8時間）

※パートタイム就労で勤務時間が短い場合は入所できない場合があります。（以下の下限に満たない場合）

（1月の就労時間の下限 3歳未満：64時間/月 3歳以上：48時間/月

※パートタイム就労であっても、勤務時間や通勤時間を考慮して「保育標準時間」に認定される場合があります。

これから就労する予定の方へ

保護者がこれからお仕事を探される場合でも入所可能ですが、現在就労されている方を優先に決定をしますのでご希望に添えない場合もあります。求職活動を理由に入所した場合の保育期間は3ヶ月となります。

3ヶ月以内に仕事が決まらなかった場合は、保育園を退園していただくこともありますので予めご了承下さい。

求職活動とは・・・職業安定所・会社の面接に頻繁に行っている、職業訓練校に通っているなど

保育料について

納入方法 毎月の保育料は口座振替（肥後銀行・ゆうちょ銀行・熊本銀行・玉名農協）で納入していただきます。
指定されました金融機関の口座より毎月末に引き落としをします。

1) 保育料とは

保育料は父母の町民税の額をもとに算定します。（9月で年度切り替えがあります）

4月～8月分は前年度の町民税に基づく保育料 ⇔ 9月～翌3月分は当年度の町民税に基づく保育料

- 父母の収入が一定の基準額を下回る場合、同居の祖父母の税額により算定する場合があります。
年齢は年度初日の前日の満年齢で決定します。
- 保育料は各月の初日が在籍の基準日になりますので、在籍した月は、児童の出席日数に関わらず、1か月分の保育料が必要になります。（保育料の日割り計算はいたしません。）
- 保育料算定の基礎となる所得税課税額には、住宅借入金等特別控除額などの税額控除は適用されません。
- 玉東町の方が町内・町外どこの認可保育園に通っても保育料は同一です。

2) 保育料の減免

- 同一世帯から2人以上の児童が入所している場合は下記のとおり減額があります。

① 最も年齢が高い児童	② 2番目に年齢の高い児童	③ ①及び②以外の児童
全額徴収	半額徴収	0円

- 多子世帯（18歳未満の児童を3人以上扶養している世帯）による軽減
（※ただし所得割課税額301,000円以上の世帯は除きます）
○第3子以降の児童が入所・・・保育料を全額軽減し、無料とします。

- 母（父）子世帯・在宅障害児（者）がいる世帯（所得税・住民税非課税世帯に限る）は無料となります。

◎その他、所得割額に応じた軽減措置があります。詳しくは、別紙「保育利用者負担額表」を参照ください。

保育費用等 平成29年度保育所運営費 201,117,144円

保育所の運営は保育料だけでなく、大半は多額の公的負担（税金の投入）でなされています。基準に当てはまらない場合での入所がないようお願いいたします。また、可能な限り家庭での保育をお願いいたします。別の選択肢として幼稚園等の検討もお願いいたします。

単位：千円

保育料負担分 (15%)

公的負担分 (85%)



待機児童数

平成30年4月1日現在

0人

その他の保育制度

延長保育 保護者の就労時間等により、通常の保育時間内にお迎えが困難な場合利用できます。

保育時間	延長保育の時間	利用料金	1月あたりの料金上限
標準時間	18時～19時	30分ごとに100円	3,000円
短時間	16時～17時	30分ごとに100円	3,000円

延長保育のお迎えは、時間厳守でお願いします。また、特に必要がない場合は利用を控えてください。

利用を希望される方は入所決定後速やかに保育園にお申し込みください。時間などご相談下さい。

一時保育 保護者の疾病、冠婚葬祭等により一時的に保育が困難な場合利用できます。

◎週3日以内 【利用料】半日 1,000円 1日 1,500円

障がい児保育 保育園の入所要件に該当する児童で心身に障がいがある場合でも、可能な限り保育を行っています。早めにご相談をお願いします。

入園後のお願い

次のような場合は必ず保健センターに届け出をして下さい。

書類の記入が必要になりますので、印鑑（認印）をご持参ください。

① 家庭の状況に変更があった場合

住所・氏名・家族の状況が変わったとき・・・「変更届」を提出してください。

勤務先・仕事内容が変わったとき・・・「就労（雇用内定）証明書」を提出してください。

② 家庭で保育することが可能になった場合

「退園届」を提出してください。

③ 玉東町から転出する場合（転出後、引き続き同じ保育園に通園したい場合）

「退園届」を提出してください。引き続き同じ保育園に通園したい場合は、転出先の市町村で再度入園申し込みが必要になります。

④ お子さんの病気やけがなどにより1ヶ月以上保育園を休む場合

保健センター保育園担当に速やかにご連絡ください。

⑤ 「求職活動」を理由に申し込みをされた場合

入所承諾期間を3ヶ月間とします。求職活動の状況を「求職活動報告書」にてお知らせください

申し込みに必要な添付書類

◆ 入所面接時までに添付書類を提出してください ◆

○保育が必要であることを証明する書類（同居家族全員分）

会社員 就労（雇用内定）証明書

（父母以外は社員証の写し、源泉徴収票の写し等でも可）

自営業 就労状況届（自営業用）

農業 就労状況届（農業用）

学生 学生証の写し 通学（在学）証明書 合格通知の写し

出産前後 母子健康手帳の写し

障害者 身体障害者（療育）手帳 診断書

病人の看護 身体障害者（療育）手帳 被介護者の診断書（民生委員さんの意見書）

求職活動中 求職活動専念届

□座振替依頼書（新規入所が承諾された方）

保護者が入所希望日以降において、育児休業を取得予定の方は 育児休業届出書

● その他、ご家庭の状況に応じて、書類の提出をお願いする場合があります。

問合わせ先 玉東町保健センター（TEL 85-6557） 保育園担当

